



いやす
なおす
たもつ



文書館資料にみる
病気・医療・健康

7月

三戸家文書に残る藩医たちの診断書

医師と人々

藩医たちの診断書～仮病ではありません！～

👉 城番を欠勤する時は

江戸時代、藩士たちは、藩に対し務めるべき「役（やく）」＝義務がありました。たとえば、お城に詰め、警護の任務にあたる「城番（じょうばん）」もそのひとつです。基本的に、定期的かつ順番に廻ってくる役です。

しかし、体調がすぐれず、城番を勤めることが出来ない時もあります。そのような場合藩士は、上司へ欠勤理由を述べた「欠勤届」を提出します。この時、病状を証明する医師の「診断書」添付がルールでした。

当館所蔵の三戸家文書には、そのような城番の「欠勤届」と医師の「診断書」が数多く残っています。萩藩士であった三戸家が、寛政年間（18世紀末）や文政年間（19世紀前半）に、萩藩の城番藩士をたばねる「大組頭（おおくみがしら）」や「大組番頭（おおくみばんかしら）」を務めていたためです。

👉 欠勤届と診断書

この「欠勤届」をみると、理由のほとんどは「腹痛」「風邪」ですが、なかには「歯痛」「痔」「腰痛」が理由のものもあります。一方「診断書」には、この人物が病気で投薬治療中であること、ゆえに城番勤務が困難であることが記されています。決して「仮病による仕事のがれ」ではないことが、医師によって証明されているのです（本当のところはわかりませんが・・・）。

👉 「診断書」を書く医師は

藩士の「診断書」は、藩の抱え医者＝藩医だけが作成したわけではありません。藩の規定では、陪臣医や藩が把握する町医・地下医でもOKでした。藩士には身分の異なる「かかり付け医」がいたようです。ただし、「俗医」と呼ばれたような医者、すなわち藩が把握しない、「非正規」の医者の「診断書」は認めないとされています。

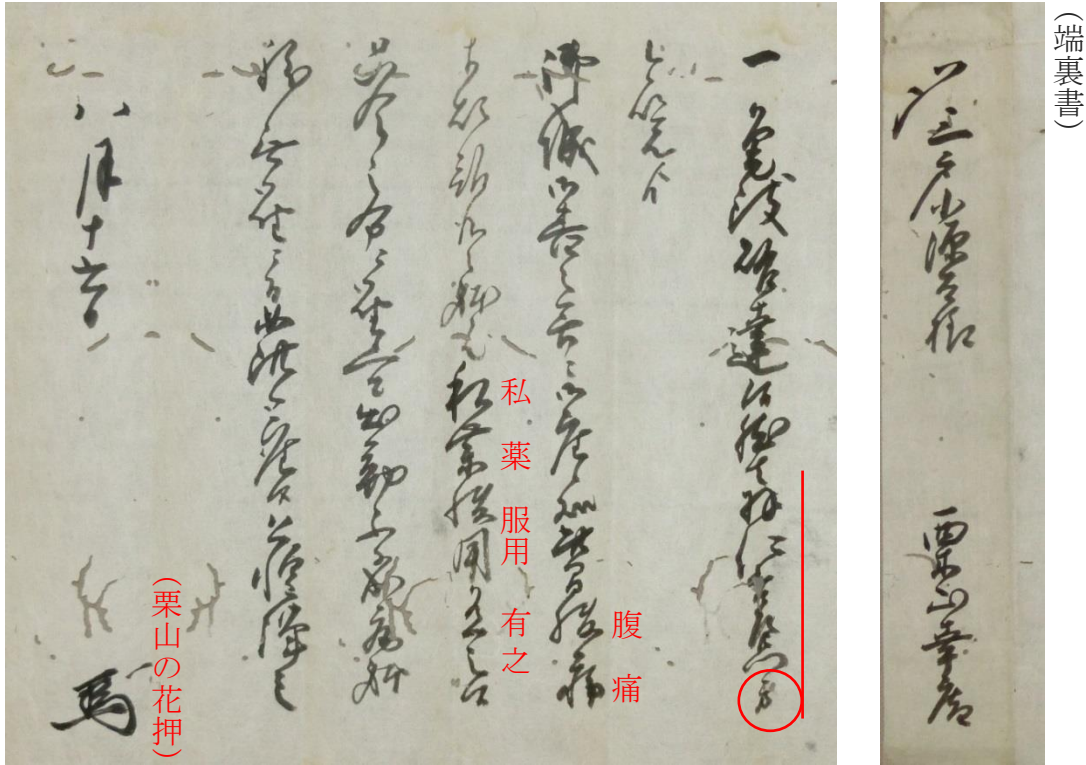
萩藩士三戸家と三戸家文書

江戸時代の三戸家は、萩藩の大組に属する藩士でした。一時的に寄組に編入されたこともあります。禄高は600石余、知行地は美祢郡大嶺村・厚狭郡車地村にありました。

当主である三戸小源太が寛政9～12年（1797～1800）に大組頭を、その嫡子長右衛門が文政4～7年（1821～1824）が大組番頭を勤めました。それにより、城番を命じられた藩士（大組士）の「欠勤届」が21通、医師の「診断書」が25通も三戸家文書に残っているのです。

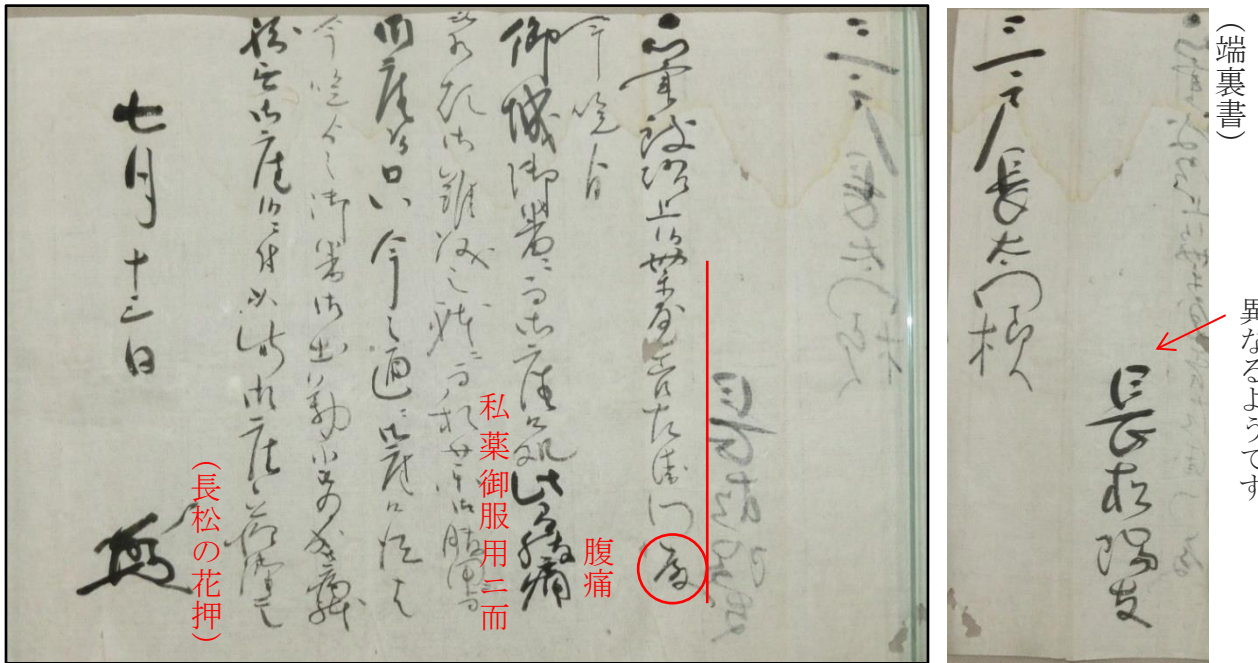


(1) 萩藩医栗山幸庵が萩藩士（大組）羽仁善左衛門のために作成した診断書



藩医が藩士の診断書を書く場合、人名を「〇〇方」と記すのがルールでした。

(2) 医者長松陽友が萩藩士（大組）栗屋善左衛門のために作成した診断書



藩医とそれ以外の医者では、差出人を記す位置も異なるようです。

藩医以外の医者が藩士の診断書を書く場合、人名を「〇〇殿」と記すのがルールでした。なお長松陽友は、毛利家一門・右田毛利家の陪臣医と推測される人物です。